

養豚農業の振興に関する基本方針

(案)

令和 7 年〇月
農林水産省

1 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

- (1) 養豚農業の振興の意義 1
- (2) 養豚農業の課題 1
- (3) 基本的な対応方向 2

2 養豚農家の経営の安定に関する事項

- (1) 生産コストの低減及び生産性向上に資する生産基盤の整備 2
- (2) ブランド化等による販売力の強化 3
- (3) 持続可能性に配慮した生産方法の導入 3
- (4) 優良な種豚の活用 3
- (5) 養豚農家の能力向上と担い手の育成 4
- (6) 経営安定対策の実施 4
- (7) 災害への備え等の推進 5
- (8) 暑熱対策の推進 5

3 国内由来飼料の利用の増進に関する事項

- (1) 耕畜連携による国産飼料の利用の促進 5
- (2) 国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供 6
- (3) 飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進 6
 - ①飼料用米
 - ②エコフィード
 - ③子実用とうもろこし
- (4) 国内由来飼料の円滑な利用 7

4 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項

- (1) 高度な飼養衛生管理の手法の導入 8
 - ①高度な衛生管理技術の導入
 - ②アニマルウェルフェアの理解醸成
 - ③薬剤耐性への対応
- (2) 高度な飼養管理技術の導入 9
- (3) 豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進 9
 - ①排せつ物の処理の高度化

②排せつ物の利用の促進

5 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

- (1) 飼養衛生管理水準の向上・・・・・・・・・・10
- (2) 水際対策と国内における野生動物対策・・・・・・・・11
- (3) 農場の分割管理による疾病発生時の影響緩和・・・・・・・・11
- (4) 豚の疾病に対する検査体制の整備等・・・・・・・・11
- (5) 獣医療提供体制の整備・・・・・・・・・・12

6 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

- (1) 豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及・・12
- (2) 特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進・・・・・・・・12
- (3) 安全・安心な豚肉の生産の促進・・・・・・・・・・13
 - ①食肉処理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の徹底
 - ②安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保及び動物用医薬品の適正使用の推進
- (4) 国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給するための取組・・13
- (5) 輸出の促進・・・・・・・・・・13
- (6) 消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保・・・・・・・・14

7 その他養豚農業の振興に関し必要な事項

- (1) 豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進・・・・・・・・14
- (2) 豚肉の取引規格及び品質表示の普及・・・・・・・・・・14
- (3) 物流への対応・・・・・・・・・・14

1 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

(1) 養豚農業の振興の意義

豚肉は、良質なタンパク質の供給源として、国民の食生活に不可欠な食品であり、手頃な値段で購入できるため、家庭料理の素材や外食メニューの定番として日常的に親しまれている。消費量も増加しており、このような豚肉の安定供給を通じて、養豚農業は国民の食生活の安定に貢献している。

また、豚肉は、食肉処理や加工、流通、販売等の裾野の広い関連産業を有しており、養豚農業は、雇用の維持・拡大などにより地域経済に貢献している。

さらに、養豚農業は、循環型社会の形成に寄与する可能性がある。例えば、化学肥料原料の大半を輸入に依存し、肥料価格が原料の国際価格等の影響を大きく受ける我が国において、養豚農業由来の堆肥の利用は、化学肥料を代替するものとして期待され、国産飼料の利用と併せて、地域資源の相互利用に資する。また、食品残さを原材料とする飼料（エコフィード）の利用は限りある資源の有効利用に資する。

このような豚の排せつ物の有効利用と国内由来飼料の利用増進は、飼料自給率を向上させ、輸入飼料への依存から脱却した、足腰の強い国内養豚農業の確立を可能にする。

(2) 養豚農業の課題

しかし、最近の養豚農業を取り巻く状況を見れば、豚枝肉卸売価格は比較的高い水準で推移してきたものの、生産コストの3分の2を占める飼料費をはじめ、設備投資費、獣医療費等の経費が10年前と比較しても高い水準にあるとともに、飼養衛生管理に係る作業時間の増加などにより、労働時間は増加傾向にあるなど、経営環境が厳しさを増していることもあり、農家戸数は年々減少している。

このため、生産コストの低減や生産性・収益性の向上とともに人材の確保や作業の省力化が課題となっている。

また、混住化の進展等によりますます深刻化する臭気に対する地域住民からの苦情問題や悪臭防止法（昭和46年法律第91号）への対応、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく硝酸性窒素等の一般排水基準への移行に向けた対応など、生産コストを抑えつつ的確な環境対策を行うことが課題となっている。

豚の伝染性疾病のうち、豚熱については、平成30年9月の岐阜県での発生以来、我が国で発生が急拡大し、我が国養豚農業に大きな影響をもたらした。令和元年10月からの飼養豚へのワクチン接種開始や飼養衛生管理の徹底等により、発生は散発的となっているものの、ワクチン接種県における発生もなお見られる状

況である。また、アフリカ豚熱については、我が国では未発生であるものの、アジア各地で感染が拡大しており、我が国への侵入リスクがこれまでになく高まっている状況であることから、我が国への侵入防止及び発生予防対策に万全を期す必要がある。さらに、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）や豚サーコウイルス感染症等の慢性疾病は、生産性を阻害する大きな要因となっていることから、引き続き農場における疾病対策及びバイオセキュリティの強化に取り組む必要がある。

加えて、環境負荷低減の取組や、アニマルウェルフェア、薬剤耐性菌等への対応など将来にわたって持続可能な食料システムの確立への貢献も求められている。

このような課題に的確に対処することができれば、国民の食生活の安定、地域経済の発展及び循環型社会の形成への貢献という、養豚農業の意義について国民的な理解の醸成に資する。

（３）基本的な対応方向

養豚農業が直面する課題に対処するためには、生産コストの低減が重要であり、その手段として、規模拡大だけではなく、効率的な生産システムの導入や各種経営診断を用いた経営改善・飼養管理技術の向上、優良種豚の活用、ICT技術の活用等を通じて、養豚農業の経営安定を図ることとする。

飼料価格の高止まりへの対応としては、飼料要求率の改善を推進する。また、食品残さや、国産飼料の利用を推進することにより、循環型社会の形成及び飼料自給率の向上に貢献する。

臭気や水質汚濁等の地域環境問題への対策として、各農場の臭気発生源や施設構造に合わせた最適な脱臭装置の整備や汚水処理の自動制御の導入など最新の技術を活用して、豚の排せつ物処理の高度化を進める。

加えて、各農場での日々の飼養衛生管理の徹底や空海港における水際対策の強化等により、豚の伝染性疾病の侵入・まん延の防止を推進する。

さらに、特色ある銘柄豚の生産、国産飼料利用、環境への配慮などを通じたブランド化により、販売を強化し、経営の安定に資するとともに、豚肉の生産・消費を拡大することを目指す。

2 養豚農家の経営の安定に関する事項

（１）生産コストの低減及び生産性向上に資する生産基盤の整備

生産コストの更なる低減、生産性の向上に資するよう、畜産クラスター協議会

の体制等も活用し、グループ生産システム（交配、分娩、離乳を複数週まとめて管理する手法。管理する頭数をまとめることで、中小規模農家でもオールイン・オールアウト方式（豚の出荷及び移動の後、豚舎又は豚房のある部屋を一度空にした上で、洗浄・消毒を徹底する方式）が取りやすくなり、病気のコントロールがしやすくなる）の導入やスマート農業技術の導入による省力化を図ることにより、中小規模経営も生産性の向上に取り組みやすい環境を作り、我が国養豚農業の生産基盤を維持・整備する。

飼養規模拡大に伴い、豚熱を始めとした豚の伝染性疾病の発生により被害が甚大となり、また、臭気等の地域環境への負荷が深刻化するため、マルチサイト方式（豚の成長過程に適合した飼養管理が可能となるよう、豚舎を地域的に分散させる）の導入や農場の分割管理、肥育・繁殖の分業化を推進する。

（２）ブランド化等による販売力の強化

地域の食品メーカー、小売・流通業者と連携して、豚肉のブランド化及び高付加価値化を進め、経営の安定に貢献する。

例えば、これまで取り組まれてきた特定の品種（バークシャー種など）の利用のほか、米、食品残さ、子実用とうもろこしなどの国内由来飼料を利用することによる肉質・食味の改良（オレイン酸等の脂肪酸、脂肪交雑等）、循環型社会への貢献等、訴求力の高い豚肉を生産することで、付加価値として販売価格に転嫁し、販売力を強化する。

また、養豚農家が加工品の製造・加工まで行い、直接販売することにより、消費者の反応を直接、生産や製品作りに活かすことが可能となる、いわゆる６次産業化を推進する。

（３）持続可能性に配慮した生産方法の導入

養豚農業における生産活動の持続性を確保するため、持続可能性に配慮した畜産物の生産の取組強化が必要なことから、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・人権の尊重・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAPの取組や農場HACCP（危害要因分析・必須管理点の考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理手法）の取組の普及・定着を促進する。

（４）優良な種豚の活用

国、都道府県、家畜改良センター、種豚場等は、種豚の能力向上（産子数の増加、増体性や肉質の向上等）と優良種豚の維持確保に努める。

また、養豚農家は、改良された生産性の高い種豚を活用し、生産コストの低減や豚肉の品質向上を図っていく。

（５）養豚農家の能力向上と担い手の育成

飼料費の高止まりなど、農家の経営の環境が変化中、状況に応じて資金調達や設備投資に関する合理的な経営判断を可能とするため、個別農家の経営管理能力を高めることが重要となっている。

そのためには、各農家の経営内容を客観的に評価するためのベンチマーキング（自農場の育成率や繁殖・肥育成績などを継続して記録し、経営状況を把握する手法）などの経営診断の活用、いわゆる農場管理獣医師（経営指導に関する知見を有するもの）や経営アドバイザーを活用した外部評価の導入が有効である。ベンチマーキングにより自農場の農場内比較や経年変化の把握を行うとともに、他農場の優れた事例を指標として比較・分析し、改善点を見出すといった経営管理能力の向上を推進する。豚の育成率は、養豚農家により大きな差があるのが現状であるが、これらの手法は、飼養規模の大小に関わらず、飼料要求率の改善や年間の母豚１頭あたり出荷頭数の高位平準化、低コスト生産・高収入の養豚を実現するものとなり得る。

企業経営、中小の家族経営のいずれも、養豚農業の担い手として重要な役割が期待されており、後継者や従業員を経営組織内、地域内で養豚農業を担う優秀な人材となるよう育成していく必要がある。例えば、養豚農家は、生産者団体による教育機会の提供などを通じて後継者や従業員のスキルアップを図るほか、養豚農家同士で情報を共有することにより、経営・飼養管理能力の向上に努める。

また、人材確保のためには、休日の取りやすい職場環境整備も重要であり、省力化機械の導入やグループ生産システムの導入を図る。

外国人材については、令和６年６月に公布された出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を進めるためにサポート体制の充実を図る。

（６）経営安定対策の実施

養豚経営については、豚価の下落や資材費の高騰等が収益性に及ぼす影響等を緩和することにより、養豚経営の安定を図ることを目的として、畜産経営の安定

に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、肉豚経営安定交付金制度が設けられている。意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、本制度を適切かつ確実に実施する。

また、配合飼料価格の高騰に対しては、配合飼料価格安定制度による激変緩和が図られるよう、本制度の適切かつ安定的な運用に努める。

さらに、災害による損失補填に対しては、家畜共済制度（種豚・肉豚）の普及を推進する。

（７）災害への備え等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、畜舎や堆肥舎の整備に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）や畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）を遵守しつつ作業員の安全を確保できる強度を確保するとともに、保険加入の推進を図る。

また、養豚農家は、大規模・広域災害が発生しても、豚の飼養が継続できるよう、事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定や飼料や水、エネルギーの確保などについて、日頃から備えを充実させる。

（８）暑熱対策の推進

地球温暖化が進展する中で、その影響に適応していく必要がある。例えば、猛暑による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気や送風ファンやクーリングパッドなどの冷房装置の設置を推進する。

3 国内由来飼料の利用の増進に関する事項

（１）耕畜連携による国産飼料の利用の促進

飼料や飼料を生産するために用いる化学肥料は海外への依存度が高く、その価格は国際情勢に左右されやすいものであることから、可能な限り国内で賄うことが重要である。このため、地域において、耕種農家の生産した国内由来飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取組である「耕畜連携」を引き続き推進する。

なお、耕畜連携による国産飼料の増産のためには、飼料作物の収穫作業等を受託するコントラクターなど飼料生産組織の強化が重要である。飼料生産組織による農地の利用集積、高性能機械やスマート農業技術等の活用や専門技術者の作業を通じて、飼料生産作業の効率化や単収の増加が見込まれることから、その規模拡大等を支援する。

耕畜連携を進めるためには、近隣に畜産農家が少ない耕種農家に対してもニーズに合った高品質な堆肥の生産・流通を促進していく必要があることから、堆肥の高品質化や広域流通が可能となるペレット化等に必要な施設等の整備を図る。

（２）国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供

飼料自給率の向上や循環型社会の形成に向けて、国内由来飼料の利用を引き続き推進する取組が必要である。

国内由来飼料の利用を推進するためには、耕種農家との連携により、これまで直接の取引が無かった場合も含め、国内由来飼料の生産側と養豚農家等の畜産側の要望を結びつけることが重要である。

このため、行政や関係団体等の連携、協力により、双方の要望を取りまとめ、需給のマッチングを図るなど、取引を円滑に進めるための取組を推進する。

関係団体等による情報提供も活用して、エコフィードの供給者や食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）と、養豚農家との取引の円滑化を推進する。

（３）飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進

①飼料用米

養豚農家が、直接飼料用米を生産者と取引する場合以外でも、飼料用米の安定的な供給を受けられるよう、また、栄養調整された飼料の活用ができるよう、配合飼料製造業者等は、飼料用米の生産者等と連携し、飼料用米を栄養価や機能性、国産飼料としての価値に見合った価格で調達するとともに、それを活用した配合飼料等の供給体制の整備を図る。

②エコフィード

食品ロス削減の取組により食品残さが減少等している中、エコフィードの製造数量は減少傾向で推移しているものの、エコフィードの利用は、飼料コストの削減及び環境負荷低減のために有効な取組である。

エコフィードの継続的な生産・利用を促進するため、国及び地方公共団体は、食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）に対して、エコフィード利用の意義、必要性や安全性の確保について普及・啓発をすることにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和７年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、地域の需要や経済的条件を考慮した上で、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促す。

エコフィードを継続的に生産するため、食品残さの飼料化事業者は、肉と接触

した可能性がある食品残さからエコフィードを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要があること等、飼料としての安全の確保等に関する必要な知識の習得や生産技術の向上に努める。

また、エコフィードの品質を確保するため、食品残さの飼料化事業者やエコフィードを利用する配合飼料製造業者等は、エコフィード認証制度の活用にも努めるとともに、エコフィードの利用に対する社会の認識と理解を深め、利活用を推進するため、食品加工業者や養豚農家等は、エコフィード利用畜産物認証制度の活用にも努める。

さらに、エコフィードの継続的な生産・利用の推進を図るため、食品残さの排出者、食品残さの飼料化事業者、養豚農家、地方自治体等の関係者の連携を推進する。その際、国は、関係法令に設けられた制度を活用した事例やその運用について、地方公共団体等の関係者への周知を図り、未利用資源の活用等地域の実情に応じたエコフィードの継続的な生産・利用の推進を促す。

③子実用とうもろこし

子実用とうもろこしは、他の作物に比べ、省力的に生産可能であり、輪作体系に組み込むことで、他作物の連作障害の回避や地力・排水性の改善効果が期待される重要な濃厚飼料である。

一方で、台風等のリスクのほか、我が国の湿潤な気候下では、乾燥の追加コストが掛かることなどから、栽培適地や栽培時期の選定、耐湿性や耐病性品種の活用、排水性対策、防除対策、鳥獣害対策などによる安定的な収量と品質を確保することを通じて、低コストの生産を推進するとともに、輪作体系に組み込むことにより、他作物も含めた経営単位全体の収益性を向上させることで、生産・利用の推進に努める。

（４）国内由来飼料の円滑な利用

養豚農家は、飼料用米、エコフィード及び子実用とうもろこしの保管・加工・給餌に必要な米粉砕機やエコフィード混合施設、とうもろこし用乾燥機などの機械・施設の整備を図り、国内由来飼料の積極的な利用に努める。

また、養豚農家は、国内由来飼料の提供者等の関係者と、自身の利用状況等について、情報共有に努め、国内由来飼料を適正な価格で調達することにより、国内由来飼料の安定的・持続的な利用を図る。

国及び地方公共団体は、養豚農家と緊密な連携を図りつつ、国内由来飼料の利用の実態を把握した上で、行政、国内由来飼料提供者等が取り組むべき課題について情報共有に努める。

4 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項

(1) 高度な飼養衛生管理の手法の導入

①高度な衛生管理技術の導入

個々の農家における飼養衛生管理基準の遵守徹底を前提として、グループ生産システムを取り入れたオールイン・オールアウト方式の導入や、マルチサイト方式、農場の分割管理、繁殖・肥育の分業化及び農場HACCPの導入により、衛生管理の更なる充実・強化を図ることは、疾病対策のみならず生産性の向上の観点からも必要である。

生産者からは、疾病の治療のみならず、予防衛生、疾病モニタリング、繁殖技術指導等を含めた獣医師の専門知識・技術を活用した生産獣医療の提供が強く求められている。養豚農家の生産性向上に向け、獣医師によるベンチマーキングなどを活用したデータに基づく指導を推進する。

②アニマルウェルフェアの理解醸成

養豚農家が日々の観察や記録、豚の適正な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、豚を快適な環境で飼養することは、豚が健康であることによる安全な畜産物の生産につながり、能力を最大限に発揮させ、生産性向上にも結びつく。

このため、令和5年7月に公表した「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「豚の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1065号）の普及・定着を図る。

③薬剤耐性への対応

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要である一方で、使い過ぎなどにより薬剤耐性菌が増加すると、人や豚の治療が困難となり、豚の生産に影響を及ぼす可能性がある。

このため、薬剤耐性対策アクションプラン（令和5年4月 関係閣僚会議決定）では、抗菌薬の使用量の削減目標が設定されたことに加え、国連総会AMRに関する政治宣言（令和6年9月）では、食料・農業生産システムでの抗菌薬使用の大幅な削減が求められている。

養豚農業は、高度な衛生管理技術の導入や、ワクチン接種による感染症予防といった飼養衛生管理の向上により、抗菌薬の使用量は着実に減少しているが、畜

産分野の中で最も多く抗菌薬を使用していることから、引き続き飼養衛生管理の向上及び抗菌薬の慎重使用に向けた取組を推進していく。

（２）高度な飼養管理技術の導入

生産性・収益性の更なる向上と効率化、省力化の観点からは、（１）の取組に加えて、飼料給与の無駄を省き出荷時期の適正化を図る飼料給与や豚群のコンピュータ管理、豚舎の洗浄を自動で行う豚舎清掃ロボット、豚舎内の環境を自動的に調整する自動環境制御システムなどを、費用対効果を十分検討し、必要な知識・技術を習得した上で導入し、有効活用することが求められる。また、グループ生産システムの導入は、作業を集中的に行えるようになり、従業員の休日の確保が可能となるとともに、空舎期間における洗浄・消毒の実施により、疾病の発生防止も期待できる。

経営管理能力の向上の観点からは、ベンチマーキングによる経営診断を導入することで、飼料要求率や１母豚当たりの出荷頭数の改善が期待できる。

（３）豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進

①排せつ物の処理の高度化

豚の排せつ物に係る悪臭や水質汚濁について、住宅との混住化の進展により周辺住民の苦情が深刻化する中、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化などにより、畜産環境問題を解決することが、経営継続のためにも重要である。

臭気対策としては、清掃・除糞の徹底等の基本的な臭気発生抑制管理に加え、臭気センサーを用いた臭気の見える化等により各農場の臭気発生源を特定した上で、臭気が発生場所（堆肥舎、畜舎）ごとに最適な低減技術（各種脱臭装置、脱臭剤等）を活用することが重要である。

また、污水対策としては、飼養頭数規模に合う処理能力を備えた污水处理施設を整備し、ばっ気量や活性汚泥濃度の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となる。適切な運転管理が行われていることを確認するため、水質汚濁防止法において義務づけられている年１回以上の排水の水質測定を徹底することが重要である。その上で、暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等について、将来的な一般排水基準への移行を念頭に置きつつ、センシング技術を活用したばっ気量の最適化等の技術も活用することで、排水改善と同時にランニングコストを削減し経営改善を目指すことも重要である。

これらの施設・機械の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の体制等の下で、地方公共団体等と連携しつつ、畜産環境の専門家の意見も参考にしながら、

地域住民の理解が得られるよう進める必要がある。

また、近年諸外国においても畜産分野における温室効果ガス排出削減に向けた動きが出ている中、家畜排せつ物に由来するメタンや一酸化二窒素を削減するため、我が国においても、その排出削減技術の開発・普及を進めるとともに、引き続き家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料の利用等についてＪークレジット制度等の活用による現場での更なる普及・定着を推進する必要がある。

②排せつ物の利用の促進

家畜排せつ物の国内肥料資源としての有効活用を図るため、引き続き、耕畜連携を推進するとともに、堆肥のペレット化等による都道府県域内外における段階的な広域流通等を進める。併せて、エネルギー等を地域内で利用する循環経済地域の創出を推進する。

これらの排せつ物処理の高度化の促進に当たって、国、地方公共団体は、畜産クラスター協議会の体制等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。また、研究開発の推進や、利用可能な技術の普及・定着化に向けた研修会の開催等を行う。

5 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

(1) 飼養衛生管理水準の向上

豚の伝染性疾病の発生予防のためには病原体を農場に入れないバイオセキュリティの強化が重要である。豚の伝染性疾病のうち、豚熱など発生時に影響が甚大になるもののみならず、慢性疾病についても、それが常在化すれば豚の損耗や事故率の上昇により農場の生産性を低下させ、長期にわたり養豚農家に大きな経済的損害を与えることになることから、合わせてその発生予防対策が重要である。

このため、養豚農家における飼養衛生管理の遵守徹底を図るとともに、専門家による研究で得られた知見等を基に、飼養衛生管理の不断の点検・向上を推進する。

各養豚農家においては、飼養衛生管理支援システムも活用しつつ、家畜保健衛生所や農場管理獣医師等の第三者による適時適切な助言を得ながら、個々の経営に適した生産管理システムを確立させていくとともに、地域一体となった疾病対策の取組を行うことが重要である。

これらの対策の効果を高める取組として、農場HACCPの導入やベンチマーキングの活用による効果確認が有効である。獣医師による生産獣医療と併せ、養

豚農家の生産性向上に向け、これらの活用を推進する。

また、特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。

（２）水際対策と国内における野生動物対策

我が国未発生のアフリカ豚熱を始め、海外からの豚の伝染性疾病の侵入を防止するため、水際対策を強化する必要がある。具体的には、日本から出国する海外旅行者や訪日外国人旅行者への注意喚起、疾病侵入リスクの高い国から到着する航空機等の搭乗客に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査の実施、空海港における車両、自転車やゴルフシューズ等の消毒徹底等に取り組む。

加えて、万一アフリカ豚熱が国内の野生動物に侵入した際に備え、衛生的な死体処理や訪日外国人旅行者が立ち寄りやすい場所等に重点を置いた病原体の拡散防止対策について、関係機関との連携体制の構築や防疫演習等に取り組む。

また、野生動物を介した家畜伝染病の発生・まん延を防止するためにも野生動物対策は重要である。このため、豚熱対策として、野生いのししのサーベイランスによる感染状況の把握、野生いのししの捕獲強化、豚熱経口ワクチンの散布等により、野外のウイルス濃度の低減を図っていく。

（３）農場の分割管理による疾病発生時の影響緩和

豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、殺処分が必要となる。特に大規模農場で発生した場合には、豚肉の需給や防疫措置への影響が大きくなることも予想される。

このため、マルチサイト方式の導入や繁殖・肥育の分業化に加え、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定する取組を推進し、各農場の現状・課題に応じ、先行事例も参照しつつ、疾病発生時の影響緩和を図る。

（４）豚の疾病に対する検査体制の整備等

飼養衛生管理の高度化を図り、我が国における豚の伝染性疾病の清浄性を維持するためには、都道府県の家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。

このため、国は、家畜保健衛生所における外部精度管理調査の定期的な受検と検査の信頼性を確保するとともに、円滑な検査の実施に資する人材確保・人材育成に向けて引き続き支援する。

また、病原体の散逸防止のための設備を備えた検査室等、家畜保健衛生所が適

切な病性鑑定を実施するために必要な施設を整備する。

（５）獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担い、養豚をはじめとした畜産経営に欠かせない存在である。一方、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野に就職している状況であり、養豚分野の専門知識・技術を持つ産業動物獣医師の確保・育成が必要とされている。

このため、今後とも生産者が適切な獣医療を受けながら畜産業を安心して継続できるよう、獣医系大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターンシップの支援等の学生向けの対策及び転職支援や研修等の就業後の対策により産業動物獣医師の確保・育成を図りつつ、遠隔診療の導入等の地域の取組による診療の効率化等を進めることで獣医療提供体制の整備を推進する。

6 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

（１）豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

米その他の特色ある国産飼料を利用した飼養方法について、行政や民間の研究機関は、通常の飼養方法の場合との豚肉の品質差を客観的に示すための研究を行い、給餌飼料、飼養方法の違いによる肉質の向上について、消費者への情報提供に努める。

あわせて、豚肉の品質向上に資する飼養管理技術の研究開発を行い、これらの研究成果に係る情報について、広く生産者に提供する。

また、おいしさの評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及び簡易な分析方法の確立に向け検討を進める。

（２）特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進

特別な銘柄の豚肉の生産に資する国産純粋種豚の改良及び保護に努めるとともに、特定の品種、特別な給餌飼料や飼養方法など豚肉の生産に係る情報について、豚肉商品への表示などを通じて、消費者への訴求力を高める。

また、オレイン酸や脂肪交雑など特徴ある肉質について、消費者への情報提供に努める。

加えて、生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組を進める。

（３）安全・安心な豚肉の生産の促進

①食肉処理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の徹底

食肉処理施設は、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により義務化されたHACCPに沿った衛生管理を徹底する。

②安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保及び動物用医薬品の適正使用の推進

安全な豚肉の安定供給を確保するためには、飼料及び動物用医薬品の安全確保並びに個々の養豚農場における衛生管理をより向上させ、健康な豚を生産することが重要である。

このため、飼料の製造等に関わる事業者は、飼料の安全を効果的・効率的に確保するため、GMP（事業者が安全な飼料を供給するために実施する適正製造規範）の普及促進に取り組む。

アフリカ豚熱、豚熱を始めとした豚の伝染性疾病対策に万全を期すため、飼料の製造等に関わる事業者は、肉と接触した可能性がある食品残さからエコフィードを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要がある。

動物用医薬品の使用に際しては、獣医師の指示、用法用量及び休薬期間を厳守することに加え、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、抗菌薬を含む動物用医薬品の適正な管理・使用を図る。

加えて、生産者における農場HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進する。

（４）国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給するための取組

消費者の嗜好は「高くても良質な物」と「安価な物」に二極化していることから、消費者ニーズに対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築、需要の多様化に対応した特色ある国産豚肉を使用した新商品の開発、生産コストを抑えた豚肉の生産等の取組を推進することが必要である。

（５）輸出の促進

豚熱の発生及びワクチン接種により、当面の間、豚肉輸出は北海道からのみに限られるものの、国産豚肉及びその加工品の輸出拡大に向け、国は、豚熱の清浄化に取り組むとともに、認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組や生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して取り組むプロモーション、食肉処理施設の整備・認定等を支援し、輸出解禁等の協議を通じた輸出先の更なる多

様化を図る。

（６）消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保

養豚農業に対する国民的理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解醸成を推進するとともに、生産コスト等を価格に反映しやすくするため、生産コストが増加している現状等について流通事業者や消費者の理解醸成を推進する。

豚肉の消費拡大のために、養豚農家、生産者団体及び流通業者が連携し、豚肉の調理法や栄養についての正しい知識の普及啓発を推進する。

また、チェックオフの導入は、豚肉の消費拡大を図る上で有意義なものになりうるとして、養豚チェックオフ協議会が設立されており、引き続き関係者間でチェックオフに対する理解醸成を進めていくことが重要である。

７ その他養豚農業の振興に関し必要な事項

（１）豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進

食肉処理施設が老朽化している現状を踏まえ、流通段階での合理化、コスト低減のため産地処理の推進を一層進め、食肉処理施設の再編や稼働率が高く生産量の多い中核施設の合理化を促進し、１日当たり処理頭数の拡大とともに稼働率の向上を推進する。また、人手不足に対応した、食肉処理施設における省力化を推進する。

（２）豚肉の取引規格及び品質表示の普及

豚肉の取引規格については、一定の役割を果たしており、その一層の普及・定着を図る。

豚肉及び豚肉の加工品の品質表示は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産振興に資する重要なものであり、関係機関が連携し、普及を図る必要がある。

特に、加工食品の原料原産地表示については、国内で製造又は加工された全ての加工食品に対して、原料原産地表示が義務付けられていることから、適切な指導を継続する。

また、地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討する。

（３）物流への対応

物流分野におけるトラック輸送の担い手の人材確保難や時間外労働の上限規制

等に対処するため、養豚農業分野でも、引き続き、生体の輸送距離短縮のための産地処理を推進する。また、長距離輸送を行う場合にはアニマルウェルフェアに配慮した輸送を推進するとともに、トラックドライバーの負担軽減に取り組む必要がある。加えて、飼料についても、引き続き、突発的な発注・配送の削減等、輸送の合理化につなげる取組を推進する。